



常総市告示第73号

常総市都市計画の提案に関する要綱を次のように定める。

令和5年6月5日

常総市長 神 達 岳



常総市都市計画の提案に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(土地所有者等の同意)

第2条 一筆の土地について複数の名義人がある場合における法第21条の2第3項第2号に規定する土地所有者等の同意の算定については、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 土地所有者等の数については、それぞれの名義人の共有持分に応じた数を当該土地所有者等の数とすること。

(2) 地積については、それぞれの名義人の共有持分に応じた地積を当該土地所有者等が有する地積とすること。

(事前相談等)

第3条 計画提案を行おうとする者は、事前に計画提案に関する相談票を市長に提出し、相談を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による相談があったときは、計画提案の内容及び手続について、助言及び指導を行うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容について、関係機関と事前調整を行うものとする。

4 市長は、前項の事前調整を行おうとする場合において必要があると認めるときは、第1項の規定による相談を行った者に対し、資料の提供及び説明を求めるものとする。

5 計画提案を行おうとする者は、当該計画提案に係る都市計画の素案の対象と

なる土地の区域（以下「対象区域」という。）の土地所有者等及び周辺住民等（周辺住民及び対象区域内の居住者をいう。以下同じ。）に対し、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容について説明を行い、理解が得られるよう努めるものとする。

（計画提案に係る提出書類）

第4条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項第1号の都市計画の素案は、次に掲げる図書とする。

- (1) 計画書
- (2) 位置図（都市計画図 縮尺10,000分の1）
- (3) 区域図（縮尺2,500分の1以上）
- (4) 計画図（縮尺2,500分の1以上）

2 省令第13条の4第1項第2号の同意を得たことを証する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地所有者等一覧
- (2) 計画提案同意書
- (3) 公図の写し
- (4) 土地の登記事項証明書及び借地権を有する者が当該借地権の目的である土地に所有する建物の登記事項証明書（借地権の登記がない場合に限る。）

3 省令第13条の4第1項第3号の計画提案を行うことができる者であることを証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第21条の2第2項に規定する法人の場合 法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為
- (2) 省令第13条の3に規定する団体の場合 前号に定める書類並びに省令第13条の3第1号に該当する開発行為を行ったことを証する書類及び同条第2号に該当する役員がいないことを証する誓約書

4 計画提案を行おうとする者は、前3項に規定するもののほか、次の書類を省令第13条の4第1項に規定する提案書に添付しなければならない。

- (1) 土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する調書
- (2) 周辺環境への影響に関する調書
- (3) その他当該計画提案の内容を説明するために必要な資料  
（提案要件の確認）

第5条 市長は、計画提案が行われた場合は、法第21条の2に規定する要件を備えているか確認し、提出書類に不備があるときは、計画提案を行った者（以

下「計画提案者」という。) に対し、補正を求めることができる。

(計画提案の取下げ及び変更)

第6条 計画提案者は、計画提案を取り下げようとするときは、取下届により市長に届け出なければならない。

- 2 計画提案者は、計画提案の内容を変更しようとするときは、前項の規定による届出をした後に、新たに計画提案を行うものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

(都市計画提案検討委員会)

第7条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを検討するため、常総市都市計画提案検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第21条の2の規定により市に提出された計画提案の内容を審査し、当該提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の必要性について検討すること。

- (2) 前号の規定による検討のために必要な事項に関すること。

- 3 委員会は、次の表に掲げる職にある者をもって組織する。

市長公室	常創戦略課長 防災危機管理課長
保健衛生部	生活環境課長
産業振興部	農政課長 商工観光課長
都市建設部	都市建設部長 都市計画課長 地域拠点整備課長 道路課長 下水道課長 水道課長
教育委員会	学校教育課長 生涯学習課長
農業委員会	農業委員会事務局長

- 4 委員長は都市建設部長をもって充て、副委員長は都市建設部都市計画課長をもって充てる。

- 5 委員長は、委員会を総理する。

- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 7 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

- 9 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(計画提案に対する判断)

第8条 市長は、委員会の検討結果を踏まえ、かつ、次に掲げる事項を総合的に考慮して、法第21条の3の規定による判断を行うものとする。

(1) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。

(2) 次に掲げる方針に即していること。

ア 法第6条の2第1項の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 法第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針

ウ その他市のまちづくりに関する方針

(3) 周辺環境への影響に配慮したものであること。

(4) 土地所有者等及び周辺住民等に十分な説明が行われ、理解が得られていること。

2 市長は、前項の判断をするに当たり、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うほか、計画提案者に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。

(計画提案者への通知等)

第9条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断したときは、計画提案者に対し、その旨を文書により通知するとともに、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

(1) 当該計画提案を踏まえた都市計画の案に係る説明会又は公聴会への出席

(2) 第4条に掲げる書類以外の資料の提出

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、計画提案者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

(公表)

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による通知をしたときは、当該計画提案に係る都市計画の素案、判断結果及び判断理由を公表するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項及び様式は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。